

尼崎市監査公表第 9 号

出資団体等監査の結果報告に対する措置の公表について

地方自治法第 1 9 9 条第 9 項の規定により提出した監査の結果報告に対して、市長から別紙のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同条第 1 2 項の規定により公表します。

平成 2 3 年 8 月 3 0 日

尼崎市監査委員	須	賀	邦	郎
同	堀		智	子
同	北	村	保	子
同	辻			修

措 置 通 知 表【出資団体等監査】

1 措 置 を 講 じ た 団 体	財団法人尼崎健康・医療事業財団
2 監 査 結 果 報 告 日	平成 2 3 年 3 月 2 5 日
3 措 置 通 知 日	平成 2 3 年 7 月 1 2 日
4 監 査 結 果 の 内 容 <u>会計処理等について</u> 退職給付引当金において、当期末の期末要支給額で算定すべきところ翌期末要支給額で算定し過大計上となっていたこと、過年度分の減価償却費において、特別損失で計上すべきところ経常費用の減価償却費で計上していたこと、キャッシュフロー計算書において、固定資産の取得にかかる支出を投資活動に計上すべきところ事業活動に計上していたこと、立替払に該当しないものを立替金で支出していたことなど不適正な経理処理があった。 会計処理に当たっては、公益法人会計基準に沿って、適正に行うこと。	
5 措 置 の 内 容 (1) 退職給付引当金について 平成 21 年度退職給付引当金における過大計上分については、平成 22 年度決算において、退職給付引当金取崩額に計上し、修正処理を行った。また、平成 22 年度の退職給付引当金については、当期末の要支給額で算定している。 (2) 過年度分の減価償却費について 今後において、過年度分の処理が発生した場合は、「過年度減価償却修正損」「過年度減価償却修正益」の科目取引により処理を行う。 (3) キャッシュフロー計算書について 固定資産の価値を高める資本的支出については、平成 22 年度当初予算では従来通り「事業費支出」に計上し「投資活動支出」には計上していなかった為、予算を流用し、投資活動支出で執行している。 (4) 立替金について 立替金に該当しない会計処理については、平成 23 年度より事業費支出で執行している。	

措置通知表【出資団体等監査】

1 措置を講じた団体	財団法人尼崎市総合文化センター
2 監査結果報告日	平成23年 3月25日
3 措置通知日	平成23年 5月30日
4 監査結果の内容	<u>固定資産の減価償却が誤っていたことについて</u> 固定資産の経理処理において、取得時、本来圧縮記帳をする必要がない補助金分を圧縮していたほか、毎年償還金を対象に市から受けている補助金分を簿価から減額していたことなどから、財務諸表が正しく表示されていなかった。 固定資産の経理処理に当たっては、公益法人会計基準等に基づき、適正に行うこと。
5 措置の内容	平成22年度の決算におきまして、尼崎市の補助金により取得した固定資産は、従前行っておりまして圧縮記帳を改め、取得時から毎年減価償却を行った帳簿価格に修正いたしました。 今後は、公益法人会計基準等に基づき、適正に会計処理を行います。

措置通知表【出資団体等監査】

1 措置を講じた団体	財団法人尼崎市総合文化センター
2 監査結果報告日	平成23年 3月25日
3 措置通知日	平成23年 5月30日
4 監査結果の内容	<u>つり銭用現金を、消耗品、交通費等の小口現金として使用していたことについて</u> 事業譲渡を受けた放送事業における消耗品や交通費等の支出で、会計処理規程では認められていない立替払を恒常的に行い、その費用をつり銭用に支給を受けていた小口現金から支払っていた。その後、当該立替えにかかる経費の資金前渡を受け、つり銭用小口現金に補充していた。 事故防止の観点からも小口現金を使用する必要がある場合は基準を定め、それに基づいて処理すること。
5 措置の内容	平成23年4月1日より、放送事業等に係る小口現金取扱要領を定め、この要領に基づき適正な事務処理を行ってまいります。